

# 平成 21 年度地域共創ビジネス支援事業実施要綱

平成 21 年 2 月 17 日

財団法人 地域総合整備財団

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が地域力創造に向けて、地域コミュニティの発展・再構築を誘導するような地域資源活用型ビジネス（地域内外交流創出型コミュニティビジネス）を目指す地域に、専門的な知識やノウハウ・経験を有する民間人材派遣等の支援をすることを目的とする地域共創ビジネスへの助成について、必要な事項を定める。

## (助成対象事業)

第 2 条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、市町村（特別区を含む。以下同じ）が助成する地域共創ビジネス事業で、従来のコミュニティビジネスを基盤にして、広域の販路開拓、他地域の専門的人材活用等による商品開発や、他地域資源との連携によるビジネスの拡大など、発展的展開を目指す事業とする。

## (助成対象者)

第 3 条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市町村とする。

## (助成対象経費)

第 4 条 助成の対象となる経費は、助成対象事業に必要な事業委託費・商品開発費・販路拡大費・会議事務費等の経費とする。

## (助成金)

第 5 条 1 事業あたりの助成金の額は、前条の規定による助成対象経費の 3 分の 2 以下で、500 万円を限度とする。

## (助成対象期間)

第 6 条 助成の対象となる期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 2 月 20 日までの間とする。

## (助成金交付申請)

第 7 条 助成金の申請をする市町村は、次の各号に掲げる書類により、都道府県を通じて財団に申請する。

- (1) 助成金交付申請書（別記様式第 1 号）
- (2) 事業概要書（別記様式第 2 号）
- (3) その他申請に当たり必要な補足資料（様式自由）

2 前項各号に掲げる書類の提出期限は、平成 21 年 4 月 17 日とする。

3 財団は、必要に応じて追加募集を実施する。

(助成金の交付決定)

第8条 財団は、助成金の交付申請があったときは、審査の上決定し、都道府県を通じて申請のあった市町村に通知する。

(助成事業中間報告)

第9条 財団は、事業実施中必要に応じて助成対象事業の進捗状況について中間報告を求める。

(助成金の請求及び実績報告書の提出)

第10条 助成金の交付決定を受けた市町村(以下「交付市町村」という。)は、助成対象事業完了後、次の各号に掲げる書類により、都道府県を通じて財団に助成金の請求及び実績報告を行うものとする。

- (1) 助成金請求書(別記様式第3号)
- (2) 実績報告書(別記様式第4号)
- (3) その他実績報告に当たり必要な補足資料(様式自由)

2 前項各号に掲げる書類の提出期限は、平成22年2月22日とする。

(助成金の交付)

第11条 財団は、前条の実績報告書等に基づき、審査の上助成金の額を決定し、平成22年3月末日までに助成金を交付する。

2 当該助成対象事業に係る概算払いは行わない。

(助成金交付決定の取消)

第12条 財団は、助成対象事業を中止した場合、助成金が助成対象事業以外の用途に使用された場合、その他事業関係者の法令違反等により助成を行うことが適当でないと判断した場合には、助成金の交付決定を取り消す。

(交付市町村、その他事業関係者の責務)

第13条 交付市町村は、次のいずれかに該当するときは、事前に財団に報告をし、承認を得なければならない。

- (1) 助成対象事業を変更するとき
- (2) 助成対象事業を中止または廃止するとき

2 交付市町村及びその他事業関係者は、交付年度終了後も財団による助成対象事業に係る調査に協力しなければならない。

3 交付市町村及びその他事業関係者は、助成対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものの外、当該助成事業の実施に必要な事項は別途定める。